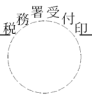


改 正 後

(削除)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 126)

分割等による製品輸入額の合計額の計算に関する届出書		※整理番号
<div style="text-align: center;">  税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 </div>	(フリガナ) 法 人 名	
	納 税 地	〒 _____ 電話() _____
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	_____ 印
	代 表 者 住 所	〒 _____
	事 業 種 目	_____ 業
分割等による製品輸入額の合計額の計算について、租税特別措置法施行令第27条の11第19項の規定により下記のとおり届け出ます。		
記		
分割法人等又は 分割承継法人等	法 人 名 納 税 地 代 表 者 氏 名	
分 割 等 の 年 月 日		年 月 日
分割法人等の平成元年4月1日を含む事業年度から分割等の日の前日を含む事業年度までの各事業年度の製品輸入額の合計額及び移転製品輸入額の合計額	製品輸入額の合計額	円
	移転製品輸入額の合計額	円
(その他参考となるべき事項)		
税 理 士 署 名 押 印		印
※ 税 務 署 处 理 欄	部門	決算 期
		業種 番号
		整理 簿
		備考

(規格 A 4)

改正後	改正前
<p>(削除)</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 126)</p> <p style="text-align: center;">分割等による製品輸入額の合計額の 計算に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、製造業者が分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の11第1項第2号に掲げる金額の計算について、措置法施行令第27条の11第19項の規定により分割法人等が各事業年度に係る製品輸入額の合計額を移転製造業（分割等により分割承継法人等に移転する製造業をいいます。）に係る製品輸入額の合計額と当該移転製造業以外の製造業に係る製品輸入額の合計額とに区分しようとする場合に使用してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">（注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等のすべてがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(3) 「分割法人等の平成元年4月1日を含む事業年度から分割等の日の前日を含む事業年度までの各事業年度の製品輸入額の合計額及び移転製品輸入額の合計額」の各欄には、分割法人等の平成元年4月1日を含む事業年度から分割等の日の前日を含む事業年度までの各事業年度の製品輸入額の合計額及び移転製品輸入額の合計額をそれぞれ記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p>